

和泉市市章取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和泉市徽章(昭和32年和泉市告示第29号。以下「市章」という。)の使用及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 市章に関する一切の権利は、市に帰属する。

(取扱いの原則)

第3条 市章は、市を象徴するものであるため、その取扱いに当たっては、その意義を失わせることがあってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(市章の使用)

第4条 市章の使用は、市が使用するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 市職員又は市議会議員の名刺に使用する場合
- (2) 市が主催、共催又は後援する事業において使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

(市章の使用申請)

第5条 前条第3号の規定により市章を使用しようとする者は、和泉市市章使用申請書(様式第1号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、市章を使用する物件等の参考となる資料を添付しなければならない。

3 第1項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 市の信用や品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 政治又は宗教活動に使用されるおそれがあるとき。
- (3) 主たる目的が営利のためであるとき。ただし、公共の利益の増進に資すると認められる場合を除く。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が市章の使用を不当であると認めるとき。

4 市長は、第1項の申請に対し承認又は不承認を決定したときは、和泉市市章使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

5 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(変更承認の手続)

第6条 前条の規定により使用の承認を受けたもの(以下「市章使用者」という。)が承認された内容を変更しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、市章使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の申請に虚偽又は不正があった場合
- (2) 使用の承認に際し付した条件に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取消しの必要があると認めた場合

2 前項の規定により使用の承認を取り消した場合において、市章使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(担当部署)

第8条 市章の使用承認に係る手続は、申請者又は使用目的に関連する事務を所管する部課において行うものとする。ただし、所管する部課がない場合は、企画担当部課において行うものとする。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

和泉市市章使用申請書

年 月 日

和泉市長 あて

(申請者)

住所又は 所在地	〒
氏名又は 団体名及び 代表者名	
電話番号	
Fax	
e-mail	

和泉市市章取扱要綱第5条第1項の規定により、和泉市市章を使用したく、使用する物件等の参考資料を添付して申請します。

使用方法	
使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第2号(第5条関係)

和泉市市章使用承認(不承認)通知書

年 月 日

様

和泉市長

印

年 月 日付けで申請のありました和泉市市章の使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承認

使用方法	
使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

ただし、 を条件とする。

2. 不承認

不承認の理由：